

令和2年度 日本遺産「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」  
情報発信及び活用整備事業 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の概要

### (1) 事業の名称

日本遺産「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」情報発信及び活用整備事業

### (2) 事業の目的

令和元年5月、文化庁により「1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～」が日本遺産に認定されました。このことは、関係自治体、観光協会、主要観光施設等にとって、国内及び海外からの観光誘客を展開し、交流人口を増加させる絶好の機会と考えられます。そしてこの好機をとらえるためには、国内の観光客のみならずインバウンドも念頭に置きながら、西国三十三所観音巡礼の魅力を分かりやすく的確に発信していくとともに（情報発信）、現地の案内等もより充実したものにしていく（活用整備）必要があります。

本事業は、このような情報発信及び活用整備を行うことにより、観光誘客と交流人口の増加を図ることを目的とするものです。

### (3) 事業の内容

- ア ホームページの多言語化業務
- イ インターネット上での広告展開事業
- ウ QRコード入ステッカー作成業務
- エ 共通案内看板デザインデータ作成業務

## 2 契約条件等

### (1) 契約形態

委託契約

### (2) 予定価格

金 13,500,000円（消費税および地方消費税を含む。）

### (3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### (4) 委託料支払条件等

- ア 本事業にかかる委託料は、原則精算払いとします。
- イ 本事業の一部が未実施となった場合は、委託料を減額することがあります。

### (5) 成果物

本事業にかかる成果物を指定する期限までに提出してください。

#### (6) 事業推進体制

事業を中心となって推進する事業担当者を2名以上設置してください。

### 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

次の要件を満たす企業もしくは団体とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

(4) 金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。(5) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

### 4 実施要領等の交付

下記12に示す日本遺産「日本終活の旅」推進協議会において交付します。郵送による交付も行いますが、送料は交付希望者の負担とします。

交付期間：令和2年12月11日～令和2年12月15日17時

## 5 参加希望申込書の提出期限

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和2年12月16日17時までに、所定の参加希望申込書を、下記12に示す提出先に電子メールにて送ってください。

## 6 質問および回答

上記のプロポーザル参加希望申込書を提出された者からの質問は、下記12に示す問い合わせ先まで電子メールにより、令和2年12月18日17時まで受け付けます。様式は任意です。電話による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、プロポーザル参加希望申込書を提出した全者あて、令和2年12月22日17時までに電子メールで通知します。

## 7 企画提案にかかる書類の提出について

(1) 提出期限 令和2年12月24日17時まで（必着）

(2) 提出方法 下記12に示す提出先へ、簡易書留郵便により郵送してください。ただし、郵送による場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付けます。

(3) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書 1部

申込書には、申込者（会社）名、所在地住所、代表者名、代表者印があること。

イ 企画提案書 5部（A4版紙面20ページ程度とする）

ウ 概算見積書 1部

- ・概算見積書には、業務委託ごとに、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記してください。
- ・消費税および地方消費税を含んでください。（税額を明示すること。）
- ・見積書には、提出者（会社）名、所在地住所、代表者名、代表者印があること。

エ 添付書類

- ・企業等の概要説明書（パンフレット等）

## 8 提案内容

企画提案書には以下の内容を盛り込んでください。（様式は不問ですが、A4判で作成してください。）

(1) 企業編

- ・類似業務の実績（法人としての本業務と同種の調査検討業務の受託実績）
- ・実施体制（業務に従事する人員の役職、経験年数、これまでの業務実績）
- ・外部人材・機関等（本業務に関して協力が期待できる外部の人材やネットワークがあれば記載）

(2) 企画提案

- ・本事業の目的及び内容をふまえたうえで、情報発信及び活用整備にかかる業務内容の具体的な提案を行ってください。
- ・提案者の発想、創意工夫、ノウハウを、企画に関する独自の提案、助言を受けられる有識者など、企画に関するアピールポイントについての提案を行ってください。
- ・契約締結日から令和3年3月31日までの間の事業実施スケジュールを提出してください。

## 9 審査および契約予定者の決定方法

### (1) 審査方法

提出された企画提案書を確認後、日本遺産「日本の終活の旅」推進協議会に設置する審査会に委託先を選考します。

### (2) 審査項目

審査会では、次の評価項目により総合的に審査します。

審査項目	審査内容	配点
事業の目的及び内容の理解度	本事業の目的及び内容を正しく理解したうえでの提案になっているか。	10点
提案内容の妥当性及び充実度	(1) 情報発信業務 ・国内の観光客のみならずインバウンドにも対応した提案となっているか。 ・情報発信の内容、実施手段、対象範囲等は適当か。また本事業の目的に資するものになっているか。	30点
	(2) 活用整備業務 ・国内の観光客のみならずインバウンドにも対応した提案となっているか。 ・活用整備の内容、実施手段、対象範囲等は適当か。また本事業の目的に資するものになっているか。	30点
事業の経歴	・過去に類似の業務を適切に履行したことがあるか。 ・事業の実施に必要な知見、スキル、ノウハウ等を有した人員が配置されているか。	10点
事業の実施体制	・事業を適切に実施することが可能な提案内容であるか。 ・スケジュールが現実的なものとなっているか。	10点
価格点	・企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。 ・効率的な実施による経済的に優れた価格となっているか。	10点

合計	100点
----	------

### (3) 審査結果

審査の結果については、企画提案をされた全員に、文書で通知します。

### (4) 問合せ

審査経過等についての問合せには応じません。

## 10 その他の注意事項

(1) プロポーザルに参加する経費は、参加者の負担とします。

(2) 提出された書類について、追加、削除、差替え等は原則として認めません。

(3) 参加申込書、企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、また、必要な要件をすべて満たしていない場合は、審査の対象外となります。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格となります。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 提出いただいた提案書および添付書類等は返却しません。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に使用しません。

(6) 企画採用後に、双方協議の上で、内容を変更する場合があります。

(7) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることは出来ません。

(8) 都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）を下記問い合わせ先まで提出してください。

## 11 企画提案書等の提出先および問い合わせ先

日本遺産「日本終活の旅」推進協議会

〒604-8206 京都府京都市中京区新町通三条上ル町頭町112 菊三ビル501号室

TEL 075-585-5966

担当 浜田 E-MAIL [info@saikoku33.gr.jp](mailto:info@saikoku33.gr.jp)